

中学生から一律に 高校生は0円

「食費・教育費かさむのにな」

児童手当が4月から5千円減ります
 ー。関東に住む女性(51)のもとに最近、市役所からそんな手紙が届きました。中学生までの子どもを育てる世帯に支給される児童手当が、なぜ減るのでしょうか。取材すると、制度と生活実感とのズレも見えてきました。

くらし相談室

女性には4月から高校3年になった第1子、中学1年になった双子の第2子と第3子だ。市役所の手紙を広げると、4月から児童手当が月2万円になるとあった。

女性の場合、5千円減ったのは、第3子が小学生から中学生になったのが理由だ。そもそもどんな制度なのか。児童手当の対象は0歳〜中学生。月々もらえるお金は、おおまかに言えば、成長とともに減っていく。

受け取るには、子どもが生まれた時、住んでいる自治体での手続きが必要。引越した場合も転居先の自治体で手続きをする。所得制限があり、基準を越す所得がある世帯は、子どもの年齢にかかわらず一律に月5千円になる。この女性のケースに当てはめてみてみよう。3月時点で

は第1子は高校生なので0円。支給対象は双子の第2子と第3子だった。2人とも小学6年生だったので、第2子に月1万円、第3子以降は加算がついたため、月1万5千円。計月2万5千円だった。

4月になり、双子がともに中学生となった。高校生の第1子は相変わらず対象外。中学生から第3子以降の加算がなくなり、第2子も第3子も月1万円ずつの計2万円になった。この結果、月5千円の減額となったというわけだ。

費も教育費もかさむのにな。

疑問②「3歳から小学生までは第3子以降に加算があるのに、中学生になると一律になくなるのはどうしてか。」

疑問③「高校生になると、どうして対象外となるのか。」

内閣府の担当者によれば、疑問をぶつけると、こんな答えが返ってきた。

疑問①「お気持ちには分らないのですが、何にいくらかかるかを積み上げて金額を決めています。また児童手当で費用の全額をまかなうものでもありません。教育費は就学援助といったほかの仕組みで低所得の家庭を対象に補助もしています」

疑問②「正直に言って、政治判断で少しずつ対象を広げたり金額を増やしたりしてきたので、明確な理由を説明す

るのは難しいです」

疑問③「高校生まで広げることについても、政治判断が必要ですよ」

児童手当はちょうど50年前、第2次ベビーブームの中だった1972年1月にスタートした。当時は第1子や第2子は対象外。「第3子以降」に限定していた。その後、2012年の制度改正で、当時の民主党政権が導入した「子ども手当」(現在は廃止)と同じように中学生まで対象を広げ、所得制限を設けた。

いまの国会では、対象をさらに高校生まで広げるか、第2子にも加算をつけるかなどについて、与野党の論戦が行われている。22年度の児童手当の予算額は約1兆2600億円。内閣府の担当者は「さらに対象を広げたり、増額したりするのは財源と考え合わせる必要がある」と話す。

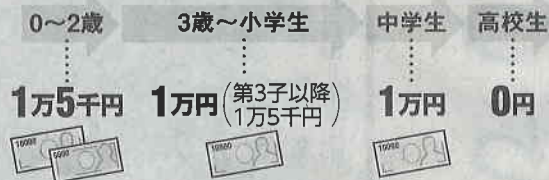
(久永隆一)

児童手当 なぜ成長とともに減額

児童手当でいくらもらえる？

金額は子ども1人当たりの月額。所得制限にかからない世帯の場合

子どもの成長とともに金額が減る



注意点など

- ・年3回支給(2月、6月、10月)
- ・年収960万円以上(子ども2人のモデル夫婦の場合)は月5千円
- ・毎年必要だった「現況届」は2022年から原則廃止(自治体によっては提出を続ける場合も)
- ・22年10月支給分から年収1200万円以上(子ども2人のモデル夫婦の場合)はもらえなくなる

■ 10月から児童手当がなくなる
年収の目安(扶養家族の人数別)

0人=1071万円 (前年末に子どもが生まれていない場合)
1人=1124万円(子ども1人)
2人=1162万円 (子ども1人+年収103万円以下の配偶者)
3人=1200万円 (子ども2人+年収103万円以下の配偶者)
4人=1238万円 (子ども3人+年収103万円以下の配偶者)
5人=1276万円 (子ども4人+年収103万円以下の配偶者)

児童手当を受け取るため、毎年6月に自治体へ提出が求められていた「現況届」が今年から原則廃止される。利便性向上や事務の簡素化が目的。ただ例外的に今後も届け出があるケースがあり、注意が必要だ。

これまでは資格を満たしているかを自治体が確認するために年1

今年から廃止されるのは

現況届 ■ 高所得世帯への支給の一部

回、6月中に現況届を出す必要があった。内閣府がルールを改め、今年から提出を省略できるようにした。所得などの確認は行政が把握している情報をもとにする。

ただし、今後も提出が必要なケースが残る。国が例示するのは、6月1日現在で離婚協議中で配偶者と別居▽DV避難者で住民票の住所と異なる自治体で受け取る▽無戸籍児童——など。内閣府の担当者は「原則廃止の最終判断は自治体になる。自治体からの情報発信に注意してほしい」と話す。

もう一つ大きな変更がある。今年10月支給分(6～9月分)から、高所得世帯に特例で出していた児童手当(月5千円)が一部廃止される。所得制限が設けられ、家族構成により、所得基準は異なる。該当するかどうかについて、内閣府の担当者は「自治体によるが、おおむね夏ごろに各家庭に通知があるだろう」と説明している。

28-060